

特集 —— 森林整備保全事業計画

本

年四月二四日に、平成二二年度から平成二五年度までの五年間を計画期間とする森林整備保全事業計画が閣議決定されました。この計画は、昨年一〇月に閣議決定された全国森林計画（計画期間—平成二一〜三三年度）に掲げる森林の整備及び保全の計画的かつ着実な達成に資するため、最初の五年間の森林整備保全事業（森林整備事業、治山事業）の実施の目標等を定めたものです。

事業目標

本計画の目標については、前計画と同様に森林の重視すべき機能に応じた、「安心」、「共生」、「循環」に係る目標と、森林を支える基盤である山村地域の「活力」を目標として設定するとともに、各目標ごとに全部で八つの成果指標を設定しました。事業の目標には、地球温暖化防止対策として、「京都議定書目標達成計画」の森林吸収量の目標である一、三〇〇万炭素^ト（基準年総排出量比で約三・八％）を確保するため、毎年二〇万^トの追加的な間伐等を実施し、森林吸収量目標の確保を目指すことも具体的に明記しています。（図1参照）

成果指標

各成果指標の設定に当たっては、最近の森林・林業を取り巻く情勢を踏まえ、国民にとってより分かり易くする観点から見直しました。主な成果指標の見直しのポイントは図2のとおりです。

「国民が安心して暮らせる社会の実現」（安心）

「安心」に係る成果指標については、①育成途上の育成林のうち機能が良好に保たれている森林の割合を向上させる指標と、②周辺の森林の山地防災機能が確保される集落数を増加させる指標を設定しました。このうち、機能が良好に保たれている森林の割合を向上させる指標については、育成林全体が高齢化していることを踏まえ、成果指標の対象年齢を前計画の3〜9歳級から3〜12歳級に引き上げることとし、適確に育成林の現況を反映させることとしました。

「森林と人とが共生する社会の実現」（共生）

「共生」に係る成果指標については、三つの成果指標を設定しました。一つ目は、森林づくりや環

（図1）

事業実施に向けた4つの基本的な視点と事業の目標

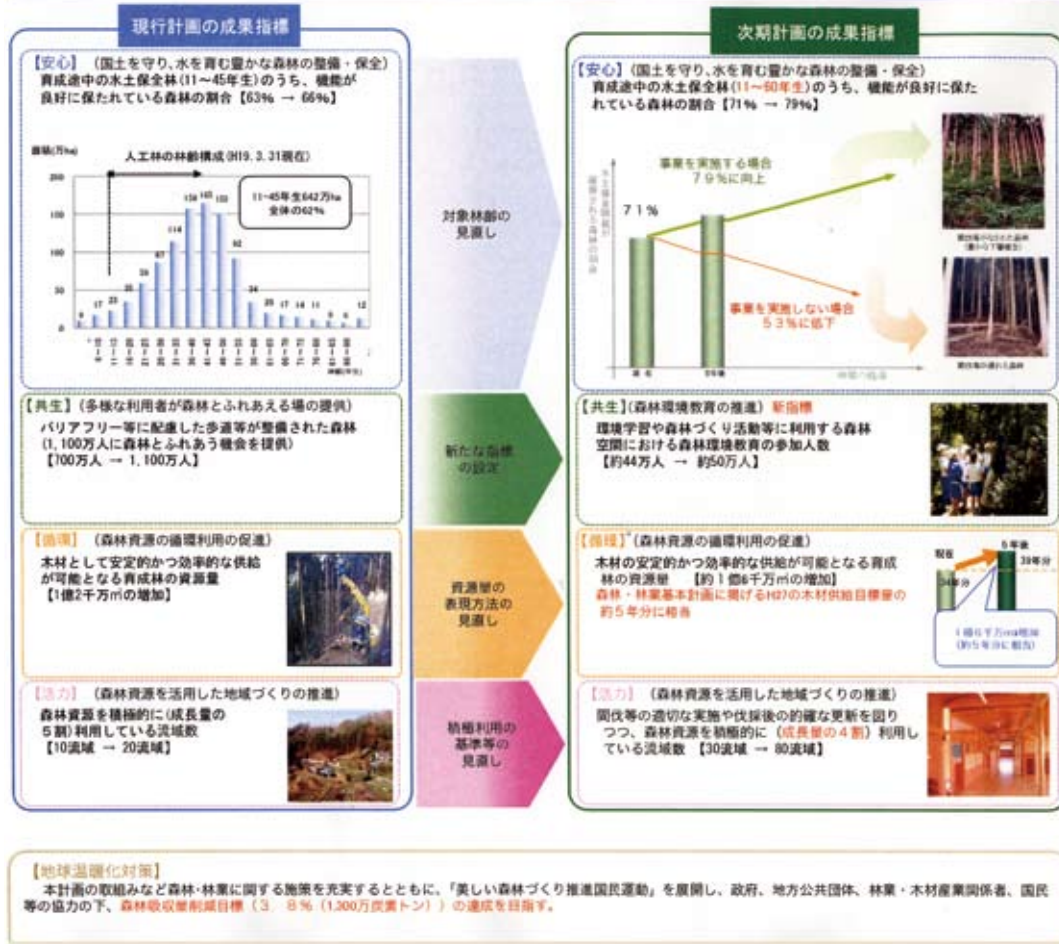
<p>1 安心の視点 森林の水土保全機能の高度発揮による「国民が安心して暮らせる社会の実現」</p>	<p>3 循環の視点 森林資源を循環利用する「循環を基調とする社会の形成への寄与」</p>
<p>2 共生の視点 森林の多様性の維持増進、身近な生活環境としての森林や国民に広く開かれた森林の整備及び保全による「森林と人とが共生する社会の実現」</p>	<p>4 活力の視点 森林資源の活用、都市との共生・対流による「活力ある地域社会形成への寄与」</p>

地球温暖化対策の着実な推進
6年間で合計330万haの間伐の実施等を目標とする「美しい森林づくり推進国民運動」を展開し、政府、地方公共団体、森林所有者、林業・木材産業関係者、国民等の協力の下、京都議定書第1約束期間内の森林吸収量目標である1,300万炭素トンの達成を目指す。

境教育、保健・文化的利用に対する国民の関心が高まっていることを踏まえ、新たに、森林環境教育に着目した指標を設定することとしました。具体的には、これまでに整備された森林環境教育等に利用されている森林や施設のうち国有林及び地方公共団体が管理する森林公園等を対象として、森林の整備及び保全により当該森林等を常に利用できる状態に維持し、森林環境教育活動への参加者数を増加させる成果指標を設定しました。

二つ目は、森林の多様性の増大に係る指標を設定しました。これまでの伐採跡地へ広葉樹等の造成割合を増加させる指標を見直し、育成林全体に占める育成複層林の面積の割合を増加させる指標とし、森林・林業基本計画の目標に即してその着

次期計画における成果指標等の見直しの主なポイント



実な達成を進めることとしました。
三つ目は、現行計画と同様に海岸林等を保全し身近な生活環境の保全する指標を設定しました。

「循環を基調とする社会の形成への寄与」(循環) 「循環」に係る指標については、林道等を計画的に開設することにより林道等から二百メートル以内の効率的な施業が可能となる森林の資源量を増加させる指標を設定しました。

た。5年間で資源量を約一億六千万m³増加させる表現と併せて、その量が森林・林業基本計画に掲げる平成二七年の木材供給目標量である23百万m³/年(丸太ベース)の五年分に相当する資源量であることを表記することとしました。

「活力ある地域社会形成への寄与」(活力) 「活力」に係る指標については、①森林資源を積極的に利用している流域数を増加させる指標を設定しました。前計画では、森林の成長量の五割以上を木材として生産・供給している流域数を計上していましたが、本計画では、森林・林業基本計画の木材供給量の目標

値(2,300万m³・H27)を達成することや森林資源の保続培養を図る観点から、森林の成長量の範囲内で成長量の4割以上を利用している流域数を指標としました。また、②山村地域の住民を対象とした生活環境の整備により定住条件の向上を図る指標については、これまでの生活環境施設の整備に加え、居住地周辺の森林の整備を追加した指標を設定することとしました。

留意すべき事項について

本計画に基づく事業の実施に当たっての留意事項においては、「ソフト施策との連携」として、花粉発生源対策やシカ等の野生鳥獣被害対策の取組を追加するとともに、「低炭素社会づくりへの対応」という項目を新たに設定し、「低炭素社会づくり行動計画」の趣旨に添って、森林整備保全事業を推進する上で留意すべき事項を記述しています。

おわりに

本計画の実行に当たりましては、都道府県、市町村、森林・林業・木材産業関係者等の緊密な連携の下、着実に森林の整備及び保全を進めていくことが不可欠です。本計画の目標達成に向けて、皆様のご協力をお願いする次第です。